

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

戸田市長 菅原 文仁

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、下記の書類は、戸田市長(収納推進課)が保管していますので、
送達を受ける者は、申し出のうえ受領してください。

送達を受ける者の氏名	後藤 康也
送達する書類	戸収第2811号、地方税法(抜粋)
<p>(注意)</p> <p>地方税法第20条の2第3項の規定により、提示を始めた日から起算して 7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。</p>	